

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

- (1) 日 時 平成26年3月24日（月）午後2時から午後3時56分まで
- (2) 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

2 出席者

裁判員経験者 4名

宮崎地方裁判所裁判官（司会者） 瀧 岡 俊 文

宮崎地方検察庁検察官 半 田 朋 大

宮崎県弁護士会所属弁護士 塩 地 陽 介

宮崎地方裁判所裁判官 竹 内 大 明

3 意見交換の内容

別紙のとおり

○進行役

それではただいまから、裁判員経験者との意見交換会を開催いたします。開始に当たりまして、宮崎地方裁判所長から挨拶があります。

○宮崎地方裁判所長

皆さん、こんにちは。私は、宮崎地方裁判所長の福崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者の皆様との意見交換会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。本日は裁判員経験者の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席くださり、誠にありがとうございます。

裁判員制度が施行されてから、今年5月で満5年となります。宮崎では、これまで本日の時点で45件(延べ人数)の裁判員裁判の審理が行われました。幸い、裁判員の皆様の御理解、御協力により、おおむね順調に処理されてきたというふうに思います。

ただ、今後の裁判員裁判をよりよいものにするためには、さらに検討・改善をする点があり、裁判員経験者の皆様から制度に対する率直な御意見、御感想をお聞きすることが非常に重要であると考えております。

また、本日は、報道関係者の皆様が多数おられます。裁判員経験者の皆様の率直な御意見、御感想が報道されることにより、裁判員裁判についての正確なイメージが国民の皆様に伝わるということも期待しております。

そういう意味で、本日の主役は、ここにおられます4名の裁判員経験者の皆様ということになります。

本日の予定といたしましては、意見交換会を1時間30分程度行い、その後、報道関係者の方からの質疑応答を30分程度行うという予定になっております。今後の裁判員裁判をよりよいものにするために、ぜひとも忌憚のない御意見、御感想をお聞かせください。

では、簡単ではございますけれども、これで私の挨拶とさせていただきます。よ

ろしくお願いします。

○進行役

それでは、瀧岡裁判官，司会進行をよろしくお願いします。

○司会者

それでは，裁判員経験者との意見交換会を始めます。

本日の司会を担当させていただきます瀧岡でございます。よろしくお願ひいたします。

これまで，宮崎でも，今，所長の挨拶の中にもありましたように，45人の方に対する裁判員裁判の判決に至っております。この間，我々，法曹三者としましては，これまでも市民の方々が参加しやすく，実際に参加して，できるだけわかりやすいものであったというふうにしたいと思って，いろいろ工夫を重ねてきました。

ただ，一方で，裁判を訴追する側，あるいは訴追される側，あるいは判断する側，判断を受ける側という立場の違いというようなこともございまして，なかなか認識が共通するということも難しいということもございます。また，法曹三者がこうやっていったらいいのではないかというふうに思っても，皆さんの感覚からすると，ちょっとそこは違うのではないかというようなこともあろうかと思ひます。

本日は，実際に裁判に参加された皆さんをお迎えして，審理を振り返りながら，これはよかった，これは有意義だったというような御意見，御感想や，いや，もう少しここはこうすべきだというふうにお考えになっている点などについて御意見をいただき，今後の参考にしていきたいと思ひています。

それでは，裁判員経験者の方以外の本日の参加者を御紹介いたします。

まず，検察庁からは半田検事が参加されております。

○検事

宮崎地方検察庁の検事の半田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○司会者

弁護士会からは塩地弁護士が参加されております。

○弁護士

宮崎弁護士会副会長の塩地です。よろしく願いいたします。

○司会者

裁判所からは竹内裁判官が参加しております。

○裁判官

裁判官の竹内と申します。本日お越しいただいた裁判員経験者の3名の方と一緒に裁判員裁判を経験いたしました。本日、忌憚のない御意見をいただけたらありがたいと思っております。特に我々に対する要望ですとか、批判等ありましたら遠慮なくおっしゃっていただけたらと思います。よろしく願いします。

○司会者

この3名の方々には、これから意見交換を進めていく中で、何か皆さんに、さらにお聞きしたいということがありましたら、適宜質問をしていただくことも考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の意見交換は、皆さんのお手元に配付させていただいた「意見交換事項」に沿って進めていきたいと思っております。

それではまず、裁判員裁判に参加して、どのような感想とか印象を持たれたかという点についてお聞きしていきたいと思っております。

なお、今回参加された裁判員裁判経験者の参加された裁判としましては、事件が二つありまして、それを簡単に御紹介します。一つは、殺人事件で、加害者、被告人が鍬で被害者の頭部や肩を殴打して死亡させたという事件でした。

もう一つは、傷害致死事件で、被告人が実の次男に対して、物干し用棒状のもので殴打して死なせてしまったという事件でした。

それぞれ、これから感想などを伺っていきますが、御発言の際には、どちらの事件に関わられたかということと、それを踏まえて御感想や印象などをおっしゃっていただければと思います。

御発言いただく際には、こちらから経験者1番の方、2番の方、3番の方、4番

の方というふうにお呼びしますので、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、1番の方からよろしいでしょうか。

○裁判員経験者1

私は、7月にあった殺人事件を経験いたしました。最初に呼出状が家に来たときに、期間がすごく長かったので、これは簡単な事件ではないなというのは何となく感じました。そして、選任手続に来たときに、初めて殺人であるということが分かったのですが、いろいろと不安もありながらも当たったのですが、参加してみて、そんなに思っていたほどつらくはないといったら変なんですけども、分かりやすかったです。とてもためになったと思います。

裁判に参加している中で、皆さん方、検察官も弁護人も、いろんな資料を出していただいて、それを見ていたんですが、私たちにも分かりやすくできていて、とても手間暇かけられていたので、どうしてここまでして私たちみたいな一般市民を参加させないといけないんだろうかというふうに思っていたんですが、参加しているうちに、ああ、私たちが入っていくことが大事なんだなということがだんだんと分かってくるような感じだったし、事件に関しても、ドラマとかそんなふうな特別な感じではなくて、本当に身近な問題だし、この制度も、やっている私たちも、誰にでも当たるようなことなので、もう他人事ではないなというふうに思いました。貴重な経験をさせていただいたと思っております。

○司会者

それでは2番の方、どうぞ。

○裁判員経験者2

私も、1番、3番の裁判員経験者の方と一緒に、殺人事件を担当させていただきました。まず、裁判員制度という制度があるということは知っていたんですが、私の段階で311人目の裁判員だったんですが、身近に裁判員をやった経験者がいなく、まさか自分に裁判をするというような呼出状が来るといのは思ってもいなかったというのが現状です。

選任手続の後に、その午後から裁判ということで、最初は何が何だか分からずに、物すごく緊張して質問なども全然できない状態だったのですが、裁判官のわかりやすい説明の中から、徐々に参加するからには自分の意見というのをしっかりと評議の中でできたらいいなと思い、参加させていただきました。

参加する前と後では、今回の殺人事件の場合ですが、2年前の事件なのですが、全然記憶にないというか、多分、すごい事件ではあるとは思いますが、忘れ去られていくとか風化していってしまうというのが現状であって、参加した後になると、もう一件の傷害致死の判決や裁判員裁判ということ、メディアの情報を気にするようになったり、新聞を見たり、どういう判決でどういうことが起きているんだというのを見るようになりました。いろんな経験をさせていただいてよかったですと思っています。

○司会者

続いて、3番の方をお願いします。

○裁判員経験者3

私も1番、2番の方と同じく、同じ事件の裁判に裁判員として参加させていただきました。実際、その裁判員の候補として呼ばれたときにですね、まさか当たるとは思わなかったのですが、本当に、何か当たってしまったというか、こんなすごい確率で当たることはないのではないかなと思っていたのですが、実際に私が勤める企業も1,000人以上いますが、私が第1号ということでしたので、何か本当にこういうこともあるのだなと。

1,000人いる企業の中の私一人ということで、誰しものが経験できることではないと。恐らく、今後一生涯通じて、候補に挙がることもない人も多いのではないかなと。そんな中で、やはり選んでいただいたというのは、人生経験で一つの大きな財産になったのではないかなと思います。

今回、殺人という大きな事件でした。新聞とか常日ごろ読んでいけば、こういうことがあったよなというふうなことも記憶にとどめていたのではないかと思うので

すが、余り今までそういうことには関心がなかったものですから、初めて裁判員になったことでその事件を知りました。

その事件の裁判が終わった後も、私も、先ほど2番の方がおっしゃいましたが、非常にそういう事件的なことに関心を持つようになりました。今回、一人の被告の方の人生、その大きい、小さいじゃなくて、関わったということに、やはり自分自身の責任というか、とても遊び事ではないんだということをしつかりと心に刻まされたというか、自分自身刻んだというか、やはり今後も何事も真摯に向き合っているという、自分自身のそういう志もまた植えつけられたというふうな感じがいたします。

人によってはその感じ方が違うとは思いますが、裁判によって、また、その裁判所、また裁判官の方のそういう雰囲気とか性格とかも違うのではないかと思います。幸い、いい雰囲気というか話しやすい雰囲気の中でいろいろと意見を述べさせていただくこともできました。非常にやりやすかったです。こういうことが全国共通していけばいいなというふうに私は思っております。

○司会者

それでは、4番の方、お願いします。

○裁判員経験者4

経験者4名の中でただ一人、つい先月行われました小さい子供の傷害致死事件を担当させていただきました。昨日のような思い出が、あるいは経験がよみがえってまいります。非常に小さい子供が亡くなったという事件でしたので、何か、人ごとではない思いがいたしておりましたし、現在もそう思っております。

70歳を超えまして、生まれて初めて裁判所の門をくぐることになりました。新聞その他で事件やいろんなそういったものを見たり聞いたりするのは非常に興味があって、記事を熟読している人間ではございますが、みずから裁判所に足を運んで、こういった裁判員の立場になるというのは、本当に夢のような思いでございました。

感想ですけれども、まず、裁判所というところは非常に神聖な場だということ

実感しました。それからもう一つは、基本的人権とか人権の尊重とかいう言葉は、よく耳にすることですけれども、この裁判を通じて、本当に人間の尊重、基本的人権とは何か、これを勉強させられました。この経験をうまく伝え、いい人生を送りたいと思っております。

○司会者

皆さん、非常に積極的に裁判に参加していただいた意義を受けとめてくださっているというふうに伺いました。

それで、皆さんお仕事とか御家族とか、参加するに当たって特に御理解は得られていたということでしょうか。何かありましたらちょっと御披露いただけたら、お差し支えない範囲で結構ですが。

○裁判員経験者 1

私の場合は、実家の親ですが、今から選任手続に行ってくるということになって、すごく家族の反対がありまして、そんなものに参加したらうつ病になると。職場の上の人からもちょっと言われたのですが、うつになるかもよとすごく言われたので、それで何とかして免れてこいというふうに、家族からは実は言われていて、でも当たるか当たらないかわからないし、もし当たったとしても、私は前向きにやるよと言ったら結局、玄関先でけんかみたいになって来たというのが実のところでした。それで、当たってしまったので、親に言ったときにはすごくやる気を出したのではないとか、積極的にアピールしたのではないかというふうに誤解をされて、そんな中だったので、殺人ということがあったときに、写真とか見たらおかしくなるかもしれないとか思って、家族にしても、自分だけ、私だけの問題じゃなくて、やっぱり家族がすごい心配してただろうなというのは、今になって思うんです。

もし、福島の方みたいに、なにかうつ病になって具合が悪くなって、精神的にといいふうになったら、やっぱり家族の問題にもなったかもしれない、もしかしたら、そういう重いことだったら。だからやっぱり、家族の気持ちもわからないでもないなどは思いましたが、そんな感じで参加していました。

○司会者

それでその後、家族とかは何か考え方が変わったとか、そういうことはありましたか。

○裁判員経験者 1

家族には話しますよね、最初はとんでもないって言っていましたが、だんだん分かってくれました。そして、こういうふうにしていったらいいのにねとか、そういう意見をくれるようにはなりました。理解はしてくれていました。

○司会者

もう一つちょっと皆さんに意見をここで伺ってみたいと思っているのが、裁判員になっていただいて、別室の控室に御案内したかと思います。その場面で、今日も同じですが、番号でお呼びさせていただきました。また、自己紹介を特に設けるような場面というのもなかったかと思います。

そのことについて、どうお感じになっているかというのをお聞きしたいと思います。例えば名前で呼び合った方がよかったとか。何か皆さんお感じになっていることはございますか。

どうぞ、4番の方。

○裁判員経験者 4

法廷では当然、1番、2番で呼んでほしいのですが、控室でいろいろ話し合うときには、私は名前で呼び合いたかったです。要するに、先ほど3人の方が、先に控室で、同窓会ですねというような言葉が出てましたけど、3人が顔を合わせて。そういった雰囲気づくりをするのも一つの方策じゃないかと思います。やはり、裁判を経験した者同士が分かち合う苦しみとか喜びとか、そういうものがあるでしょうから、できれば控室あたりでは個人的に名前を呼び合ったほうがいいのかと私は思います。

○司会者

3番の方。

○裁判員経験者 3

確かに、最初は、やはり殺人事件の裁判ということで、最初にみんなやるときにはやって、それから別れるときにはもうあとはお互い全く関係ないという態度をとったほうがいいのかなという、一番最初はそう思ったんですね。そうするのが礼儀なのかなというふうに思っておりました。

ただやはり、今日行って、明日行って、休暇を挟んでまた行ってという感じで、顔を合わせるうちに、やはり親しみも湧いてきたりとか、いろんな意見も交換しやすくなったりとか。決して、仲よしごっこではなくて、意見交換ではスムーズな意見交換ができると。そのときに、お互い名前を知らないというのも、何かむなしかなという感じもしたのは確かです。

確かに、法廷では番号で呼び合う、それは誰が聞いているかも分からないというのがありますから、私もそれがいいとは思いますが、やはり今回、特に話し合いの中で名前を出さないでという人がいるのであれば、それを通したほうがいいとは思いますが、そうでなければお互いに名前でも差し支えないのかなという感じはいたします。

○司会者

意見交換事項の二つ目ということで、公判審理についてということでございます。それで、裁判の場面というのは大きく三つの場面がありました。一つは、法廷で証拠を見たりとか、検察官や弁護人の主張・意見を聞いたりだとかという公判審理という場面。二つ目は、別室で話し合いをする評議ということがございました。三つ目が判決の宣告ということございました。このうち、公判審理と評議について、本日はさらに皆さんから意見を伺っていきたいと思っています。

公判審理も、大きく三つに分かれておりました。一つは、検察官が起訴状を読み上げたりした後、検察官、弁護人が冒頭陳述ということが行われるという場面です。そこでは、今回の審議で問題となっているテーマは何なのか、そのテーマについてどのような点で問題になっていて、そのためにどのような証拠を出して、どの点に

注目してほしいのかなどといったことについて、検察官や弁護人が述べている場面だったかと思います。

まずこの冒頭陳述について、皆さんからわかりやすかったかどうかとか、それは詳し過ぎたとか、あるいは法律用語がちょっと理解しにくかったといったような感想、御意見をお聞きしたいと思いますが、どなたか、御意見ございますか。

○裁判員経験者 4

私の担当した裁判は、5歳の子供が父親から殴打されて要するに死に至ったという事件でしたが、大筋はもう大体わかっていたんです。それで、物的証拠も余りこれだというものも出なかったし、余り必要ないと私は思っていたんですが、ちょっと冒頭陳述の時間が長く感じました。物的証拠、それから状況証拠、そういうものがあると思うのですが、今回の私の担当した事件では、状況証拠というものが非常に大きなウエートを占めていたと思います。その状況証拠の説明が、十分理解できますけれども、何かちょっとその割には長かったというのが率直な感想です。

○司会者

それは検察官の冒頭陳述ということですか。

○裁判員経験者 4

そうです。

○司会者

長く感じたということは、もう少しポイントを絞って簡潔にまとめても十分理解できる事件だったのではないかと、そのような御意見ですか。

○裁判員経験者 4

そのとおりです。ポイントを絞っていただければ、早く対応できるということです。

○司会者

ほかの皆さんは。どうぞ、3番の方。

○裁判員経験者 3

冒頭陳述，特に弁護人の方，もちろん被告人の方を守らねばならないということはよくわかってはいるんですけども，何か最初に入ってきた言葉が，こうだからちょっと温情を見せてくれないかというふうな感じだったと記憶しています。確か，この方はこうこうこうで，ちょっとかわいそうな生い立ちがあるんだというふうな，たしかそういうふうなのがあったと記憶しているのですが，それは審理の途中でそういうのも出していいとは思いますが，最初から言うのはどうなんだろうという考え方がありました。

実際どういう過程をもって，このように至ったかというものを調べて，なおかつ私，裁判官，裁判長，それから裁判員の方々といろんな意見を交換し合って，出すということになりますので，まずは，その至った点で，これは許せる範囲じゃないんですかということでもちょっと話をさせていただければ，私はもっと分かりやすかったかなという感じはします。

○司会者

1番，2番の方，何か付け加えるようなことはございますか。例えば，検察官としては，メモを皆さんのお手元に配付して，それを見ながら話を聞いてもらうというようなスタイルをとられたかと思います。一方で弁護人のほうは，そういう書類とか手元にお配りしないで，皆さんのほうを向いて，まず言葉で冒頭陳述を行っていたかと思います。例えば，それらを比較して，どっちがいいとかというようなことでも構わないんですが，いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

私は，この日，いきなり午前中にばたばた決まって，午後の1時半からいきなり法廷という感じで，もうわけも分からず入っていったのですが，検察官からの冒頭陳述のメモというのは，A4の大きいやつなんですけれども，カラーですごく見やすく，争点とか，そういうのが全部うまくまとめられていて，すごくいきなりだったんですけども，何が争点かとか，そういうのもすごく分かりやすく，いいなと思いました。こういう感じでまとめられていると分かりやすかったです。

弁護人は、何か手に何も持たずに語りかけみたいな感じだったのですが、こういうのが普通なんですか。それがちょっと、これはこういうものかなというのをちょっと思ったのですが。

○司会者

それは、どのスタイルでも、大体話の中身は理解できるようなものだったということでしょうか。ただ、検察官のようにメモでまとめていただいて、それを見ながら進めていただいたのは、より分かりやすかったという、そういう御意見でしょうか。

○裁判員経験者 1

はい。

○司会者

2 番の方、何かございますか。

○裁判員経験者 2

1 番の方と一緒に、わけもわからず法廷に出て、まず最初に周りを見た場合に、弁護人の方の目の威嚇というか、気合いが入っていたのかもしれないですが、まずそれが気になってしまいまして、緊張しながらも聞いているのですが、はっきり言ったら、やっぱり検察官のように、こういうメモがあると、後でまた見直しができるので、理解はしていてもすぐ、金曜日ということもあって、休みが入って、また月曜日となると、やっぱり人間って忘れてりとかしてしまうので、裁判の場合には、そういうメモがあったらやりやすのかなと思いました。特に、このメモがあることによって、その次の週から、なぜかみんな 1 時間半ぐらい前から来て、何か反省会じゃないのですが、今日の裁判に対しての予習みたいな感じで、みんな結構早目に来られていたので、こういうメモがあるといいなとは思いました。

○司会者

法曹三者の方は、冒頭陳述について何か特に聞いておきたいことはございますか。

塩地弁護士、どうぞ。

○弁護士

私はその裁判を担当していたわけじゃないですが、そのとき担当した弁護人は何も配らずに語りかけるようにして、冒頭陳述をやって、終わった後でメモは配りましたか、1番の方。

○裁判員経験者1

はい。

○弁護士

そのメモは後で見返してということは、それはされたんでしょうか、余り使わなかったですか。

○裁判員経験者1

見ました。まとめを書かれていて。検察官は図を使ってとか、こう端的にまとめられていて、何かうまくされていたので、ぱっと見わかりやすかったです。

○弁護士

わかりました。

○司会者

続いて、冒頭陳述が終わった後、皆さんに実際の証拠書類であるとか、証拠品を見ていただいたり、内容を聞いていただいたり、あるいは証人尋問ということで、証人の方の証言を聞いていただいたり、あるいは被告人質問ということで、被告人の話を聞いていただくという場面に移っていったかと思います。その中で、今回皆さんの事件、被害者が亡くなられているという事件ということもございましたので、遺体の写真を調べるということがあったかと思います。また、傷害致死事件では、亡くなられた被害者の生前の写真を調べてほしいということで検察官から請求がありました。あるいは、現場の写真とか図面を見ていただくこともございました。これらについて、皆さんの御感想とか、御意見をお伺いしたいと思います。

まず、遺体の写真ということで皆さんに見ていただいたわけですが、そのことに関して、その後何かそういう審理にかかわったということで、心理的に気持ちの面

で負担に感じていることがあるかどうかですが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 3

なかったです。

○裁判員経験者 4

ないですね。

○司会者

それで、審理に皆さんが参加するということが決まる前の段階、選任手続というのがありました。その段階で、今回の事件は、人が亡くなったという事件だということで、そういう写真を調べることも想定されますという説明が行われたかもしれませんが、そのようなアナウンスといたしますか、そういうものはあったほうがいいというふうにお感じになっているか、それは別になくても、それほど問題ないんじゃないかとお感じなのかと、そこはいかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

今の質問は、裁判にかけるその前の状態のときに、こういう写真がありますよということを提示したほうがいいか、しないほうがいいかという御質問ですか。

○司会者

選任手続というのがございまして、そこで裁判員に選ばれるかどうかという段階ですね。その段階で、この事件については、その被害者の遺体の傷の写真というのを法廷で見ていただくということがあり得ますと。もし、そのことについて何か差支えがあるようであれば、おっしゃってくださいということを、そういうことをすることについて何か御意見がありますかということです。

○裁判員経験者 4

それは裁判の内容によって、分かれてくることだろうと思います。私が担当しました少年の傷害致死事件に関しては、死体の写真を見る必要は、私はなかったと思います。したがって、裁判の手続上、そういったその証拠写真を見なければ判断ができないということは、私が担当した事件については、なかったもので、その事件事

件によって、その辺は判断すべきものではないかと思います。

○司会者

3番の方，どうぞ。

○裁判員経験者3

私の取り組ませていただいたその殺人に関して、そういうふうに写真というのが出てまいりましたが、どのような角度で、どのような傷がついているのかと、やはりそれは写真はどうしても、その判定というのではないですけども、自分なりにその写真で見て、ある程度考えを持つというのは必要なことじゃないかというふうには感じました。ただ、その写真を見て、気持ちが悪くなられるという人もいるかもしれませんので、そこは一応許可をとって、大丈夫という人だけちょっと選んで見てもらうというのもありなのかなというふうには感じましたけれども。

○司会者

傷害致死事件は、いわゆる自白事件ということで、公訴事実には争いが無い事件だったということもあって、そのような写真をそもそも調べる必要がないのではないかというのが4番の方の御意見ですね。一方で、3番の方の担当された事件は、殺意というのが争われたり、正当防衛という主張が出たりということがあって、その犯行、事件の状況というのがどのようなものであったか、どのようにして頭部に打撃が加わったかと、そこがまさに争点として問題に取り上げられていた事項だったと、それをやはり我々が判断するには、その実際の傷の状況を確認した上で、検討していかなければいけないことだろうということで御意見をいただいたということですね。

○裁判員経験者3

そうですね。

○司会者

2番の方。

○裁判員経験者2

選任手続の場合には伝えたほうがいいのではないかと思います。後からこういう証拠写真を見てくださと言われても、判決を出す場合に、やっぱり見ないと、もしくは証拠として出てきた限りは見ないと、やっぱり判決というのはできないと思いますので、もしどうしてもそれは見たくないという場合には、選任手続の段階で辞退するか、個別のときに伝えるという方法もあるのではないかと思います。

○司会者

1 番の方。

○裁判員経験者 1

私は、伝えていただいてよかったと思っております。伝えていただいたおかげで、集団と個別面談というのがあったのですが、そこで不安のある方は個別でお聞きしますというふうに言っていたので、そっちのほうに行って、不安な気持ちをいろいろお伝えして、お返事をいただきました。それで結果当たったんですけども、そこでお話しした時点で何か、もし当たったとしても大丈夫じゃないかというふうにちょっと安心感があったので、やっぱり言っていたのはよかったと思っています。

○司会者

1 番、2 番、3 番の方は、その争点との関係もあって、調べるのは必要だったということでございますが、例えば、その調べる写真の枚数とか、あるいは白黒で見ていただいたかと思うのですが、そこはちょうどよかったというように思っておられるでしょうか。あるいはカラーのほうがよかったのではないかと、そういうような御意見というのはないでしょうか。

○裁判員経験者 3

そうですね、多分ないかな。見て、目を背けるような写真ではなかったと思います。ただ、どういうふうに傷が当たっているのか、どういうふうに殴られて傷がついたのかなという感じだったので。どちらかという、もうちょっといろいろな角度から見たいというのは私はありました。ですので、白黒でもカラーでも傷がつい

ているのは、それはわかりますので、白黒でもカラーでも差はなかったのじゃないかなと。ただ、その証拠写真といいますか、そのようなもので、どこの角度でついているか、違う角度からもちよっとまた見させていただく必要はあったのではないかなというふうには感じております。

○司会者

この遺体写真の関係については、例えば、あと模型を使うとか、写真ではなくイラストを使うとかということもあり得ることなんですけど、皆さんが担当された事件では、そこまではなくてもよかった、十分できたということになりますでしょうか。

(全員うなづく)

続いて、現場の写真とか図面とか見ていただきました。それについて、何か皆さんお感じになったようなことがあるかどうかなんですけど、4番の方の関わった事件では、事件現場の写真として、アパートの中の写真を調べるかどうか問題になったかと思います。1番、2番、3番の方が参加された裁判では、時系列表の下に現場の図面がついていたかと思うのですが、被告人の方が、これはちょっと違うのではないかという話が被告人質問の中で出てきたという経緯もあったかと思います。そんなことも思い出していただきながら、もう少しこうすべきだったのではないかという御意見があれば、お伺いしたいと思います。

それでは、1番の方どうぞ。

○裁判員経験者1

さきに言われたとおり、図面が出てきたのですが、みかん集積倉庫と、その現場のという、そういうのがあったんですけども、被告人の方が違う違うと言われて、すごくそこで時間がかかりました。それというのは、図でないといけないのかなと思って、今はグーグル写真とか航空写真があると思うので、それだったら間違いがないのになあというのは、すごく思いました。

○司会者

検察官、いかがでしょうか。

○検察官

私、その裁判を担当して、図面を渡したほうでございます。あれは、グーグル写真も確かにあるのですが、法廷で示しながら被告人質問とかするものですから、そういう意味で、むしろその全体の位置関係がしっかりしたものがあつたほうが聞いている方にわかりやすいという意図で図面化させていただきました。法廷に出す前に、弁護人にもお見せして、これでよろしいですかということで、当然被告人にも見せて、これでいいということを多分やられていると思うのですが、本番で、これは違うという、完全に予想外で、私もびっくりしたんですが。確かに上から俯瞰した写真であれば、違うと言っても、そうなっていますよねということで、そういう事態も回避できるのかなと思うので、また今後使いやすいところということで、検討してみたいとは思っております。

○司会者

2番の方、どうでしょうか。

○裁判員経験者2

2番です。

鍬を片付ける小屋というか、車を置いた場所とかというのが、やっぱり分かりにくかったので、例えば、ここに車があつて、ここに止めてというような模型じゃないですけども、よくありますよね、ここに車の模型とかで、ここに置いて逃亡したとか、そういうような感じで分かりやすく。私たちが見た図面では、ちょっと分かりにくかったなあというのを感じました。特に被告人の方が高齢ということもあつて、また裁判で内容が変わつたということもあつたので、そこはちょっと分かっている方がしっかりと説明していただければよかつたかなとは思います。

○司会者

3番の方。

○裁判員経験者3

その場所というんですか、なかなか位置図を見ても、ちょっとそういう地図とか、

図面に私は非常にうといものですから、どこでどう見たらいいのかなという、方向感覚もよく分からなかったというのがありました。

それからあと、言葉ですね、単語がよく分からなくて、何かみかんの倉庫の何か壊して水がどうのこうのとかと、だから、見たことがないものですから、どういうものなのかなという、そういうのを知っていることは常識なんだとは思ったんですけども、そういうのを分かりやすく、もっと何か方法があればなど。

○司会者

皆さんは、実際に現場に行かれているわけではない状況でイメージしていくということが必要にもなってこようかと思います。そのあたりのもう少し分かりやすい写真や図面というものが出てくるほうが審理しやすいということですね。

4番の方は、いかがですか。ちょっと皆さんと事件が違うわけですが。

○裁判員経験者4

基本的に違うのは、殺人と傷害致死の違いだと思ってお聞きしたんですけども、私が担当した裁判では、その図面の必要性というのは余り感じませんでした。

○司会者

続いて、生前の写真、亡くなられた被害者の方の生前の写真を調べてほしいということで、1番、2番、3番の方の殺人事件のほうは、そういうことはなかったかと思うのですが、4番の方の事件では、検察官からそのような請求がございました。4番の方はどのようにお感じになられたか、御感想を伺いたいと思います。

○裁判員経験者4

冒頭申し上げましたように、5歳の幼児が亡くなった事件でしたので、私、最初から胸が迫るものがありまして、どういう風だったのかと生前の写真を見たくてしよがなかつたです、私の個人的な考え方は。見たのは背中に傷がある。それも数十カ所も殴打された跡の写真があっただけなんですね。もう見たくてしよがなかつたのですが、よく考えてみたら、その生前の写真が判決、裁判にどういう影響を与えただろうかということをお自身考えてみますと、結論としては必要なかつたの

かなと。お父さんが子供に対するしつけということが大きな論点だったのですが、お父さんが子供に対するしつけの考え方が基本的にどういうものだったかというのが大きな焦点でしたので、生前の写真というのは必要なかったのかなという気がしましたし、今でもそう思っています。生前の写真を見なくてよかったなという思いも若干あります。

○司会者

その生前の写真を見なくてよかったというのは、どういった観点ですか。検察官がなぜその生前の写真を調べてほしいということで求めてこられるのかということと関係するのかもしれませんが、何か御感想ございますか。

○裁判員経験者 4

検察官の方が、それを求められる事由というのが私には分かりません。かわいい顔をしていたか、憎い顔をしていたか、長顔か、丸顔か。例えば、そういうものでもって、この事件を判断するのは、どうなのかなという率直な気持ちがあります。

○司会者

ほかの、殺人事件のほうはそういうことはなかったのですが、もし生前の被害者の方の普段の様子を写した写真を調べてほしいということで検察官が請求されてきたという場合に、皆さんが、もしそこに関わったと、そうだったとすれば、どのようにお感じになられたか、いかがでしょうか。

2 番の方。

○裁判員経験者 2

もし、例えばその事件だった場合に、それがしつけで終わるのかどうかというのを聞きたくて検察官が、その生前の写真を証拠として出してほしいと思っているのか、その理由がまずなぜかというところだと思うのですが。しつけなのか、虐待も含まれてくるのかということもあるのかなというのは感じます。争点としては違うのかもしれませんが。

○司会者

先ほどの4番の方の事件を前提にすると、なぜそれを調べるのかということについて、ちょっと納得がいけば調べてもいいのではないかという、そういう御意見ですね。

3番の方。

○裁判員経験者3

関わった事件ではありませんけれども、実際、その生前の写真を見て、私個人の感情としたらにこやかな写真だったりとか、幸せそうな写真、実際これはどうなんでしょう。実のお父さんからひどいことを受けて死に至らしめられた事件ですけれども、お子さんが元気だったころは、実際そのお父さんとお子さんはどんなだったのか、ずっと殴ったことがないというか、その虐待をずっと繰り返していたのか、何かいろいろと感情的なものがちょっと、計算できることと、それから感情的なことがちょっとごちゃごちゃになるのではないかなという感じがいたします。ですから、写真を見ることで、真っ当な判断ができるのか、実際見たほうがいいのか、見てないほうがいいのか、そこはちょっとわからないものですから、そこは難しいところだなというふうなことがあります。

○司会者

そのような写真でやや気持ちの面で、感情の面で冷静な判断ができにくくなるという、そういうこともちょっと危惧するということですね。

一方で、検察官の立場からすると、そのような写真を調べてほしいという、遺族の希望があって、請求をされるということもあり得ると思うのですが、その点を皆さんとして受けとめて調べてあげようという意見などはございますか。

4番の方。

○裁判員経験者4

今ちょっと3番の方が少しおっしゃいましたけれども、感情の問題だと思うのです。亡くなった坊やが生前にどういう状態であったか知りませんが、そういうものを見ると、やはり私は裁判としてはどうなのかなという気がしてしようがあ

りません。さっきも言いましたように、私、亡くなった坊やの写真は今でも見たくないというのが本当の心境です。

○司会者

検察官，弁護士，裁判官から，この証拠書類，特に写真や凶面についてお聞きしていたんですが，何か追加で御質問とかございますか。

○裁判官

今の問題の関連なんですけれども，そうすると結局，両方の事件，最終的には刑を決めるところが最後の判断の重要なポイントになるわけなんですけれども，証拠からすると，一体どのような顔の方なのかということは全くわからないままで刑を決めていかなければいけないという状況にもなることですので，その被害者の方が一体どういう顔をされて，どういう人物だったのかということがはっきりわからない状態で刑を決めるということが，特に問題のなかったことなのか，それでもやっぱりイメージを湧きにくく刑を決めづらいなと思われたのか，その辺はどうだったのでしょうか。

○司会者

4番の方，どうぞ。

○裁判員経験者4

そのことですが，ずばり今御質問されたこと，そのものを私は思っているわけですが，顔を見ていたら私は量刑のときに物が言えなかったでしょう，恐らく，私の年齢からして申しわけないけれども，そういう印象を持ちました。だから，その生前の写真がないからこそ，私なりにはっきり事実を事実として判断して，いろんな量刑のときに進言申し上げたわけです。

○司会者

ほかの皆さんはいかがですか，今の裁判官の質問に対して。殺人事件のほうでは，傷の写真といいますか，頭部の状況はごらんいただいたわけですが，生前の元気な様子の写真というのは見ることはなかった。そういう中で量刑ということを決めて

いったわけですね。そのことについて、特に何か皆さん振り返ってみて、それを見た上でないと決められないというようにお感じなのか、特に支障はなかったということだったかですね、どうでしょう。

3番の方。

○裁判員経験者3

特に、年齢的なものもあるのかなとは思いますが、既に亡くなって、その遺体の写真を見ているということで、実際、こういう言い方をしたら失礼なのかもしれませんが、生前のときのイメージというか、ちょっとお互いその文章で見ているので、こういうやりとりをして、こんなけんかになってとか、だから、正直あのとき、お互いがちょっともうどうにもならないような人だなというふうな印象を受けたのです。だから、そういうどんな顔をしていようが、どういう写り方をしていようが、これは私にとっては余り、今回の事件には関係ないなというのが。だから、必要なのは、どういう殴られ方をして、どうやって亡くなったのかということしかもう頭になかったものですから、私にとっては、そういう生前とか、そういうのは余り必要ないというふうに感じました。

○司会者

それでは、証人尋問、被告人質問に話題を移していきたいと思います。これらをお聞きになって、初めてそういう場面に立ち会われて、補充的に質問をしていただくということもありました。率直にどういう御感想を持っているかをお聞きしていきたいとは思いますが、皆さんの事件では、それぞれ事件の核心部分というのですか、犯行の場面といいますか、そこから審理が始まったというよりは、事件のいきさつ、どういうふう被告人と被害者が出会って、関係を持って行って、事件に至っていったのかという、その辺りから話が始まっていくような審理だったのではないかと思っているところです。

そこで、もうちょっと核心から調べていいのではないかとか、ちょっとそれに至るいきさつが最終的に有罪か無罪か、あるいは刑を決めるに当たって、ちょっとボ

リ्यूームが大き過ぎるのではないかと、そういう観点で意見があればお伺いしたいと思います。あるいは、実際聞いていて、自分たちが判断する上で、その聞かれている今の質問の内容、その答えが判断に重要なのかな、必要なのかなということがそこでわかるというか、そういうような意識を持てたかどうかということもお聞きしたいと思います。

○裁判員経験者 4

私の携わった裁判では、被告人が刑を終えて出所したときの扱いといいますか、出所したときにどなたが引き受けるか、どういう生活をさせるかという観点で証人が呼ばれておりました。この証言は、この裁判を決めていくときに、裁判の中心として見ていいのかということで私ちょっと悩みました。結局、刑を終えて出てきたときにその証人がどう扱うか、どう証言するかというのは、非常に私は迷いました。むしろあのときに被害者のお母さんが検察官側の証人として出ておられたと思うんですけれども、むしろ弁護士側の証人として尋問されたほうが適切ではなかったかなという気がいたしました。くどいですがけれども、被告人が出所後、どう生活し、どう立ち直る道をつくるかということは、これは必要なことではありますけれども、情状酌量という、裁判に対するその重さというものには、余り関係ないなという思いをしたのが実感です。

○司会者

被害者の母親の証人尋問ということで、いろいろ原因の質問があったと思うのですが、そのことがそれほど判断に影響するものではなく、むしろ今後のこととして、どのように母親が考えているのかという位置づけで証人尋問されるということのほうが有益だったのではないかと、そのような御意見ですか。

○裁判員経験者 4

そのとおりです。

○司会者

1 番の方は、尋問が行われているときに、この質問が私たちがこの後する判断に、

どう結びついていくんだらうか、どう関係してくるんだらうか、そこがちょっと十分わかって意識できるようなものではなかったということに先程うなずいておられたんですが、そのようにお感じだったということですか。

○裁判員経験者 1

いきなり被告人の生い立ちだとか、いろんな話が長々と入るところから始まったのですが、これは結局後々わかってくるのですが、必要になってくるというの。最初そこから入られても、何でこんなことをするの、聞くのかなとか、何になるのだから、ある程度事件に入ってから、実はこういう生い立ちで、こういうことがあってというふうに、間に入ってくれば、必要だというのがわかるのですが、初めに長々とその説明がずっとあるので、何になるんだらうなと思ったのが正直な気持ちでした。

○司会者

3 番の方、何か御意見ありますか。

○裁判員経験者 3

被告人に対しての味方をするような証人が余りいなかったのではないかなという感じがいたしました。実の身内なのに何か余りその被告人のことをいいように言わないような感じも、言っているのかもしれないですけども、私のほうから聞くと、余りいいようなことを言っているような感じもしませんでしたし、実際私も何回か証人にも、その被告人に関しても質問させていただいたのですが、その言っていることが私の言っている意味をちゃんと理解していただけずに、何かとんちんかんな言葉で返ってくるというようなこともありましたので、実際私の言っていることとかも何も意味がないのかなというふうな感じも実際受けたのは確かです。

○司会者

証人尋問、補充質問として積極的にもしていただいた中で、なかなか期待する答えが返ってこなかったという、そういうようなことがあったということですね。

どうぞ，4番の方。

○裁判員経験者4

先ほどのその証人尋問のときに，深く感じたのは，証人の方の証言の時間が長かったんです。これは裁判が始まる前に事前に打合せができるはずだと私は思いますので，要点を絞って弁護人が質問する事項をちゃんとまとめておられれば，大分短くなったのではないかという気がしまして，その長くなった証言の重みとか深さというのを余り感じなかったものですから，ただただ時間が延びたなあという感じだけで，非常にきつい言い方で申しわけないけれども，弁護人側の証人のときには，かなり事前に打合せをして裁判に臨んでいただいたほうが，裁判の進行上よろしいかなという感じをいたしました。

○司会者

法曹三者としては，もうちょっと判断に本当に必要な事実というか，影響する事実というものが何なのかということをも十分準備した上で，それに沿ってポイントをお聞きする，それがなぜ聞かれているのかということが皆さんにちゃんと伝わるように，法廷の中で伝わるように工夫していくということが求められているということになりますでしょうか。

続いて，論告，求刑，弁論，あるいは量刑評議といったようなところに，もうまとめて御意見をお聞きしていきたいなと思っています。

殺人事件のほうは，殺意や正当防衛というところが争われましたので，弁護人から，この被告人に対して，どのような刑がふさわしいかとかという話はちょっと出てこなかった，無罪だという御主張で終わってしまったということがありましたが，一方で検察官は有罪だということを前提に論告，そして求刑，このぐらいの刑が相当だということを最後に締めくくりで主張するという場面があったかと思います。

傷害致死事件のほうは，自白事件ということで，量刑がそもそも主たるテーマになりましたので，もちろん弁護人も弁論の中で量刑について弁論されておられたかと思います。そこで皆さんは，論告，あるいは論告弁論をお聞きになって，率直に，

例えば検察官が求刑何年といったことについて、論告を聞いて、なるほどと思われたかどうか。それとも、何でこの年数になるんだろうとか、どうしてなんだろうというような疑問をお感じになったとか、何か御意見、御感想を伺ってみたいと思うのですが、いかがでしょうか。

3番の方。

○裁判員経験者3

裁判の後のほうになってきて、求刑、それぞれ弁護人の方、それから検察官の方が伝えられたこと、もちろんそれはもう全く正反対の内容だったと思います。弁護人はもちろん無罪とおっしゃいますし、また検察官は、たしか16年と。私もその16年というのはちょっと長いのではないかというふうに思いました。なぜかという、どういう判断でその刑期を決めるか、私は全く知りませんが、お互いが争っていた、お互いが武器を持っていた、下手したら自分も殺されていたかもしれないような状況だった。だから、16年というのは、これは実際、本当は事件と呼ぶかわかりませんが、実質70歳を過ぎている高齢の方でもありますし、長年の、積年のというのもあったのかなという感じもいたしましたので、ちょっと酷なのかなという印象は受け取りました。

○司会者

ほかの方は、いかがですか。4番の方は、検察官の求刑がたしか懲役10年というようなことでしたかね。論告を聞いていただいて、例えばなぜそれが10年なのかということをお考えになったことはありましたか。それともなるほどというふうにお感じになられたかはいかがでしょうか。

○裁判員経験者4

今度の裁判を通じて4日間参加しましたが、量刑をどうして決めるかというのは最大の私の疑問であり、悩みであったんですね。それを決めるときに、その評議をしながら決めていくわけですが、その都度裁判官から御説明がありまして、その都度、十分了解をしながら進めていきました。でも、私のわがままかも

しれませんけれども、量刑ということに関してのいろんな知識をもう少し前もって、私自身は知っておきたかった。自分で勉強するという手もありますけれども、こういう裁判員裁判の制度があるわけですから、その量刑のことをどう判断するかという、その制度とといいますか、裁判の流れの中とといいますか、そういうものの中に一つ入れてほしいと思います。時間として半日になるのか、1日になるのかわかりませんが、そこが非常にもやもやしました。結論としてわかっていくのですが、自分として自信がないものですから、その量刑の会議のときに突っ込んで話ができないんですよ。ということで、ちょっと制度的なものもあるのではないかなという気がしてしょうがございません。

○司会者

今の4番の方の御意見としては、その刑の決め方について、法律がどのように考えているのか、その説明をもう少し早い段階でしていただけるとよかったですのではないかと、そのような御意見ですね。

○裁判員経験者4

そのとおりです。

○司会者

ほかの皆さん、量刑の評議ということにも関わってくる事柄かなと思うのですが、例えば量刑グラフというのを皆さんに見ていただくようなことがあったかもしれませんが、そのような量刑グラフを見て判断するという、あるいは見ないで判断するという、それらについて何か御意見や御感想はございますか。

2番の方、どうぞ。

○裁判員経験者2

グラフはあったほうが分かりやすいかなと思います。ただ、その量刑を決める段階の時間がちょっと短過ぎるのかなというのは感じました。そういった、例えば裁判のことにしても、何も知らない一般市民が参加するわけですから、やっぱりどうしても被害者側にいってしまったりとかということもあり得ないことはないと思う

のですよね。だから、それを公平にするために、しっかりとやっぱりもうちょっと時間をとって量刑の時間をされたほうがいいかなと。ただ、そのグラフ自体はあってわかりやすかったと思います。

○司会者

量刑グラフについてはあったほうが量刑の話し合いをしていくのに有益ではないかと、そのような御意見ですね。

こちらから刑の決め方について、法律がどのように考えているかということの御説明もさせていただく場面もあったかと思うのですが、そのことについて、何かもう少しこうしたほうがいい。先ほど4番の方だと、その話をもう少し審理の早い段階でしていただくべきではないかということですが、ほかの皆さんもそのようにお感じになりましたでしょうか。

殺人事件のほうは、有罪、無罪という、そのものが争われていたということもございました。そこで、審理の早い段階で量刑についてどうするのだという話をしていくというのが適当なのかどうかという問題意識を持つこともあろうかと思います。そうは言っても、中間評議ということも行われまして、その場面でしかるべき時期に量刑、刑の決め方について、皆さんに説明すべきではないかと、そういうふうな御意見になりますか。4番の方。

○裁判員経験者4

流れの中に、そういった時間を組み込んでほしいです。

○司会者

それでは、他に一連の審理、選任手続から始まって、判決に至るまでの手続を通じて、皆さん、もうちょっとこうしてほしいとか、御提案、御提言があれば、お聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

2番の方、どうぞ。

○裁判員経験者2

選任手続の後、すぐの裁判というのはちょっと、事も事、事件も事件なだけに、

心の準備もできないまま、緊張しかなかったような、その日はあります。1日多くなり、金曜日だったので月曜日からの裁判、日程とかもあるのかもしれないですが、心構えをする時間みたいなのがあったら、もっとスムーズに最初から意見も出やすかったかなとは思っています。

○司会者

1 番の方、お願いします。

○裁判員経験者 1

私は全く逆で、考える時間がないほうがよかったと私は思っています。何日かあいたりするといろんなことを考えて、何か思い悩むというか、なかったことが私はよかったです。

○司会者

4 番の方、どうぞ。

○裁判員経験者 4

私は、候補者通知というんですか、一番最初に来るもの。その後、選任手続の通知が来るわけですね。それと私の場合、数か月かかったと思うのですが、その待ち時間がものすごく長く感じました。できれば、その候補者通知が来て、長くても1か月ぐらいの間に選任手続をしてもらおうと、冷や冷やというか、ドキドキの期間が短くなるかなと思いました。

○司会者

1年間、候補者になっているという、その御理解をいただいた上でという御趣旨でよろしいでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

3 番の方。

○裁判員経験者 3

1番と2番の方がちょっと相反することをおっしゃったので、どっちがいいだろうなというふうに私も思うのですが、ただ、私はどちらでも、確かに考える時間も、心の準備はそうだし、考える間もなくぱっと行くのも一つのいいやり方なのかなと思います。ただ、私はどちらでも大体はできると思うのですが、ただ、実際公判が始まって、この日にちで判決を出すというふうになっていたと思います。ですけれども、なかなかちょっと自分の中で、またどうなんだろうかというふうな、またちょっともやもや感もあったものですから、場合によっては、期間延長とか、そういうことも考慮していただくのもいいのではないかなというふうには感じました。確かに日数のこともあるかと思いますが、1日、2日何とか延ばせるのであればというのはあります。逆にもう、そんなに必要にないなと思ったら、ちょっと短縮するとか、そういうのもありなのかなという感じもいたしました。

○司会者

それでは、最後に、今後の裁判員として参加される方々へのメッセージ、あるいはアドバイス。さらに裁判員制度を含めて、司法全般への御意見とか御要望などがあればお聞かせいただければと思います。何かございましたらお願いします。

○裁判員経験者3

これから裁判員で参加される人に対してのメッセージと申しますか、特に心の準備とか気負いとか緊張とかいろんなことを考えられる人はいると思いますけれども、そう気負ったものは必要ないのではないかと思います。リラックスして臨まれていいのではないかと思うのですが、ただ、臨まれたからには、その人の人生、被告人の人生も一生左右することになるんだということで、そこだけは忘れずに参加していただきたいというふうには思っております。

○裁判員経験者1

メッセージとはちょっと違うかもしれませんが、昨年新聞で取り上げられ、初めて知ったのですが、選任手続に出頭しない方が多いということを知った次第なんですけれども、私自身が参加してみて思ったんですけれども、いろんな周りのうわ

さの話と聞くイメージが全然違っていたし、このイメージが余りにも悪くてなかなか積極的ではないですが、何か足がとまってなかなか行かれない方が多いのではないかと思います。こうやって、結局経験をした者が話をしないとしようがないのかなと思っているのですが、裁判が終わって、身近な人たちにちょっと経験を話すのもいいかなと思って、話そうとするのですが聞いてもらえないんですね。守秘義務というのが根づいていると思うのですが。それで、やっぱり触れてはいけないとか、聞いてはいけないという感じで、ちょっと避けられている感じがあるものから。守秘義務に反しないことだったら経験は話すことはできるし、それで、聞いた方々がそんなに悪いイメージじゃなくて、ちょっと安心されたりとかそんなふうになればいいと思って話をしようとするのですが、聞いてもらえないというのが正直なところで、できれば私たち経験者が話す機会だとか、あと、まだなっていない人たちが聞いたり見たりとか、そういうことをするような機会ってというのがふえればイメージは変わっていくんじゃないかというふうに思いました。

例えば、いろいろな方に制度のことを考えて意見をいただくためにも、いろいろな方に関わっていただくのがいいと思うので、まずはやっぱり参加しやすいというか、せめて手続にはちゃんと来てもらえて、大丈夫だよっていう感じで、そんなに恐れないでもちゃんと配慮はしてもらえるし、大丈夫だよっていうことを伝えたいんですけども、場がないというのが正直なところです。

最近、新聞などで選任手続の件も見ましたし、あと、コラムなどで裁判員制度は必要なのかというコラム、一部メディアに載せられている一般市民の方もいらっしゃると思うのですが、この制度自体がある限りは、ぜひ参加していただいたほうがいいなとは思いますが、ただ、私も身近な人にいるんですけども、おまえには裁かれたくないとか、俺にはそんな時間はないという、制度自体の理解度がまだまだ浸透されてないんじゃないかなというのを感じます。裁判員制度で、裁判所に来るまで、全然無縁の状態、行こうとも思わないし、裁判の傍聴が一個人で普通に入れるということも知らない状態だったので、こういった場をもっと、意見交換会の場を設

けて、やっぱり参加した人間でしか分からない、先ほど4番の方も言われたと思うのですが、分からない経験というのがありますので、こういう場をもっとつくっていただいたらいいんじゃないかなというのは思いました。

○司会者

4番の方、どうぞ。

○裁判員経験者4

私は、今度、裁判員裁判で選ばれたことを誇りに思っているんです。マイナスイメージは何もありません。プラスイメージばかりです。裁判員裁判というのは、何でマイナスイメージなのかというのが、私は嘆くくらいです。分からないときは聞けばいいわけですから、だから、分からないことがあってもいいんですよ。分かることがあったらなおいいんですよね。こんなにいい場はないと思うんですよ。

裁判所の方に申し上げたいことは、いろいろ意見が出てますけれども、うまいPRは何かできないかなと私も考えてますけど、今、インターネットでは裁判所というページを開けばいろんなものが出てますけれども、あれを見る人も限定されてますよね。テレビがいいなと思うけれども、テレビでやると費用もかかることですしいろいろ考えますけれども、やはり基本的に、裁判員裁判の制度のPRが必要だと思います。

○司会者

ありがとうございました。

予定の時間を既に超過しており、引き続き報道機関からの質疑応答に入らせていただこうかと思えます。

事前に質問をいただいております。代表の方に御発言いただくということによろしいでしょうか。

○記者

裁判員の方々にお聞きしたいのが、裁判員裁判の制度だったりとか、裁判中に出てくる法律用語を期間中に説明をしてもらうような機会というのはあったのかとい

うのと、説明をしてもらったけれどもそれに対して自分の理解はこれで合っているのだろうかみたいな不安はあったのか、なかったのかということをもまず聞かせていただければと思います。

○司会者

今の御質問としては、裁判員制度というもの、そのもの、あるいはその意義ですか、そういったものについて裁判所から適切な時期に説明があつて、それらについて皆さんなりに受けとめられたのかどうかということですか。

4番の方。

○裁判員経験者4

裁判員裁判制度について裁判所から直接説明を受けたことはありません。私が知り得た知識というのは新聞、テレビ等で知ったと、制度そのものの在り方を、そういうことです。

○司会者

3番の方。

○裁判員経験者3

大分前でちょっと記憶が薄くなっているところもあるんですけども、何か資料か何か来ていたような感じがいたします。それで確か、本か資料か忘れましたが、それをちょっと見て自分なりにこういうことかというふうなことを理解させていただいたという記憶がございます。特に選ばれたからちょっとどうだとか、すごく面倒なことになるとかそういうふうな印象は持たなかったです。

○司会者

2番の方、どうぞ。

○裁判員経験者2

多分、呼出状が来る前の段階で、裁判所のほうから、裁判員制度というのはこういうものでありますっていう書類が多分送ってきたと思います。その中で、「あら来た。」という感じの前置きがあつて、また呼出状が来たという状態で、制度自体の内

容的なものはそこで改めて再確認したという感じですけども、用語的な部分ではその都度、裁判長始め裁判官に恵まれていたのか、すごく分かりやすく説明をしていただきました。だから、大丈夫だと安心できました。

○司会者

1 番の方どうぞ。

○裁判員経験者 1

前の年の11月の半ばに候補に挙がりましたという通知が来ます。そのときにいろんなDVDとか資料がついてますので、それをずっと読み込んでいったし、実際、呼出状が来たときも、似たような感じでいろいろやっぱり資料が入っていて、それをずっと読み込んでいたので分からないということはありませんでした。

○裁判員経験者 4

追加ですけども、私がさっき言ったのは、裁判員裁判制度そのものの在り方についての知識というのは、以前テレビとか新聞とかで知った。今度呼び出しによってこういうものですよということは、もちろん裁判所からの通知で内容はより深く分かったという意味です。

○記者

もう1点なんですけど、先ほどもかなり議論にはなっていたのですが、遺体だったり、現場の写真などを見る際に、裁判所からの配慮というものがあつたのかどうかというところですが、ちょっと私の理解不足かもしれないですが、選任手続の際に裁判所のほうからそういう写真を見る可能性がありますよという発言が事前にあつたのか、もしくは1番の方みたいに、個別の面談のときにそういう写真を見ることがあるんですかと質問されて、そこで初めて分かるのかというのがちょっとよく分からなかったんで、これは裁判所に対してかもしれないんですけども、そういうのを言うという決まりがあるのか、そういうのがなければ、どう配慮しているのかみたいなどころを聞かせていただければと思います。

○司会者

まず、皆さんからお聞きしてみますか。

○裁判員経験者 4

選任手続のときに前もって写真を見ますか、こういう写真がありますけれどもどうですかという提示は、私はなかったと記憶しております。

○裁判員経験者 3

確か、それはちょっと記憶がもう本当に曖昧になっているんですけども、確かに聞いたような記憶は確かになかったような、何かなかったような感じもするのですが、ただ、何か個別面談でちょっと不安な方とか、もしくはそういう恐れというんですか、そういうものを恐らくみんな、潜在的にはそういうのを見るんだろうなというふうなことはみんな分かっていたと思うので、それに関する裁判所からの配慮というのはあったのではないかというふうな、記憶は薄いですがちょっとあります。

○裁判員経験者 2

選任手続のときに、初めに裁判所の方から今回は殺人容疑ということで、被害者の方の遺体の写真が証拠として出されるということを検察官から聞いておりますというふうに説明があって、裁判員の方の負担がないようにカラーを白黒にするとか加工したり、枚数を極力減らすなどとか、配慮をするようにというふうに言っておりますが、それでも不安のある方は個人面談を希望されれば話をお聞きしますのでという説明がありました。

実際、私も不安だったので個人面談を希望して、結果、選任されたのですが、裁判が始まっていよいよ午後から証拠の写真が出るっていう前に、裁判長のほうから別室に呼ばれて、午後から写真が出ますが大丈夫ですか、配慮しますが気分が悪くなったら言ってくださいねというふうに、申しわけないぐらいに気を遣っていただきました。審議中も隣に座られている裁判官の方がいつも私を気遣ってくださっていましたので、余りに気を遣っていただいて恐縮な感じだったのですが、ここまでしていただいたという安心感がありました。

○司会者

そういうことで、選任手続で一定のアナウンスをさせていただいたという状況はあったということで御理解いただいてよろしいかと思えます。

裁判所としましては、それを決まり事ということでどうかっていうことはあるわけですが、そのような裁判員の経験者の皆さんの御意見を踏まえて、今後も配慮していきたいという考えです。

○記者

1点だけちょっと御質問したいのですが、先ほど皆様のお話の中でも、一人の方の人生を左右するような判決を下さないといけないという面で臨んでほしいというようなメッセージ等もあったかと思うのですが、今回皆様が裁判員裁判を経験された上で、例えば、死刑判決を下すような場面もこれから裁判員として参加される方の中には経験される方もいらっしゃると思うのですが、御自身の経験を踏まえた上で、そういったことに関して、御自身の経験の中でも不安があったかどうかという点と、そういった不安を抱えていらっしゃるこれからやられる一般の方に対して、何か一言あればお答えいただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

確かに人生を左右するというのが、これはもう本当に初めての経験なものですから、それこそきっと皆さんに言えるのですが、やはりその一人が、決める者のうちの一人ということになるのですが、被告人の今後の将来、特に若い人でも年をとった人でもそれは関係なく、やはり真摯によく考えてすべきことと思っております。絶対にこれは中途半端な考えはできないということと、被告人に対してももちろん裁判中というか、審議中、どうしてもやはり私も人間ですから、長過ぎるのじゃないだろうとか、場合によっては、これは実は甘過ぎるのじゃないだろうかというふうな考えを感じてもおかしくはなかったのですが、今回、御高齢な方だったものから、この手の刑期を与えてしまうというのはほぼこの人の人生を奪ってしまうことになる、本当にこれでいいんだろうかなというふうなことをずっと考えていました。だけど、やはり命を奪われた方、またはその御遺族の方、それぞれの御家族、

もちろん被告人の家族もそうなのですが、やはり被告人と被害者だけじゃなくて、その家族のことも考えなきゃならないというふうなことも私は思っていました。ですので、やはり今回はこれが重たいのか、もしくは軽いのかはつきりわかりませんが、自分の出した意見は自信を持って言おうと、それだけは意識はしておりました。決められるのはやはり裁判官の方、それから裁判員の方全員で決めるわけですが、自分は絶対悔いのないような意識というか、強い意識を持って臨んでいたと思います。

当然、先ほど死刑を下さなければならぬ方が今後出てくるというふうなことをおっしゃっていましたが、やはり同じだと思います。どういう事件でそういう刑罰を与えねばならないのかということも、場合によっては時間も必要だと思いますが、自分なりの考え方を持っていて、それによってやはり死刑が望ましいというのであれば、やはり自分の考えで死刑というそういう刑罰を提案すべきではないかなというふうに思います。結局、それで死刑というふうな判断になってしまって、死刑というふうな判決が出た。そのときはそのときで、やはり個々の負担は残ると思いますが、そのときに一生懸命考えて、みんなで打合せというか、検討し合っただけのことだということ、その判断には間違いがないんだという意識をまずやってもらいたいなというふうに思っています。

○裁判員経験者 4

判決時に量刑のことを後輩の裁判員がどう判断するかということにつながるかどうかと思うのですが、結論的に私が思うには、死刑であろうが、数年の刑であろうが考え方は一緒だと思います。死刑だから重く感じるとか、二、三年の量刑だから軽く感じるのではないと思います。私も難しいところはもちろんわかりませんが、裁判官からの指導でこのような事件にタッチしたのですが、裁判官の方にそういった法的な考え方をくまなく教えていただけますので、その考え方に従って判断していけば、当然、死刑であるか、量刑が軽いものになるかというのは、当然、答えが出てくると思います。だから、怖がる必要は何もないと思います。

○司会者

2 番の方，どうぞ。

○裁判員経験者 2

死刑判決を言い渡すときということですが，実際，その場に立ってみないと正直なところ分らないです。というのも，やっぱり死刑を下すっていうことは，裁判長，裁判官を含む裁判員の人，補充裁判員の人と時間なりを使っていろんな評議，弁護人や検察官の話聞いた上で，一人の判断ではなく，その人のことを考えてというか，刑の重さ軽さは関係ないのですが，それで下した判断になると思いますので，やっぱりそれはそれで下さないといけない公平な判決になるんじゃないかと思います。ただ，自分が下すとなると，どうなのかというのは，やっぱり本当にその場にならないと分からないというのが正直なところですよ。

○司会者

1 番の方。

○裁判員経験者 1

みんなと同じようなことになるのですが，自分の意見をはっきりと言って評議をするわけですが，最終的には結局，自分一人で決めることではないので，そこのところはやっぱり重さの中にもちょっと安心ではないですが，やっぱり自分一人で全部を背負うわけではないので，だからそこところはやっぱり，意見はちゃんと自分の意見として言いますが，決めるのは皆さんでってということなので，大丈夫かなというふうに思います。

○記者

心理的な面での判決なり，証拠を見るなりの心理的な面での負担に関する裁判所からの配慮という点に関しては，皆様，十分だったと感じてらっしゃるかということと，こういうふうにしてもらいたかったなというような部分があれば教えていただきたいのですが。

○司会者

3 番の方。

○裁判員経験者 3

特に刑を決めることに関しましては、グラフというのがありましたが、大体こういうふうな基本的基準を教えていただいていたので、その後、実際に判決を出して。もう大分前の話なのでどういうふうな心理状況だったのかなというのはちょっと私もよく覚えてはいないのですが、ただ、その後、やはり私どものほうに余り個々に負担がかからないようなことは何か裁判長さんからも裁判官からも配慮はあるというか、何かあったかい言葉があったとは思いますが。また、被告の方に対するメッセージでしょうか、そういうふうなことも話すこともできましたので、それで幾分、実際に判決が決まったときよりも心が軽くなったなという感じは持つことができました。

○司会者

4 番の方，どうぞ。

○裁判員経験者 4

4 日間の裁判日数だったのですが、4 日間全てが裁判官の方というのは、我々に対する心遣いでいっぱいだったです。私たちが困るようなこと、恐れるようなことは決してないような配慮をされました。具体的に言いますと、例えば先ほど話がありました、写真を見るか、見ないかというような話が実はあったのですが、そういうときの心遣いとか、あるいは、質問に対して裁判の席から被告人、あるいは証人に対して質問するわけですが、そのときにこういう質問をしていいだろうか、ああいう質問をしたらだめなのかということ、前もって裁判官に相談するのですが、親切丁寧にその辺は助言していただいて、何ら恐れることはありませんでした。

○司会者

それでは、この程度で裁判員経験者の意見交換会については終了させていただきたいと思います。

裁判員経験者の皆さん、長時間、どうもお疲れさまでございました。本日は貴重

な御意見をありがとうございました。

今後、意見を参考にしながら、法曹三者で裁判員制度をよりよいものにしていき
たいと考えております。本日は、まことにありがとうございました。